

# 学校いじめ防止基本方針

## 第1 いじめの防止に関する本校の考え方

### 1. 基本概念

本市は、いじめや体罰は重大な人権侵害と受け止めて、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）の趣旨をふまえ、いじめ等の未然防止、解決を図るための基本事項・基本方針を平成26年7月に定めた。本校は国、府及び本市の方針を参酌して「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）を策定し、家庭や地域とも協力しながら子どもが安心して笑顔で学べる学校づくりを進めます。

### 2. いじめの定義

法第2条では、『「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。』となっています。

本校では、それぞれの行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた子どもの立場に立って行います。

### 3. いじめの防止等のための基本的な考え方

子どもは人と人とのかかわりの中で成長し、自分や他者の長所を発見しながら自己実現していくものです。

それには、子どもが温かい人間関係の中で安心して生活していることが絶対条件であり、ひとたび子どもの生活の場に他者を排除するような雰囲気形成されると、そこは子どもの居場所としての機能を失ってしまい、いじめを発生させる要因となり、子どもが健やかに成長することへの弊害になりかねません。

そのことを念頭に置き、いじめ防止等のための基本となる考え方を以下に示します。

- 誰もが、いじめはどの子どもにも、どの集団においても起こりうる重大な人権侵害であり、人として決して許されない行為であることを認識しなければなりません。
- 学校は、家庭・地域・関係機関と連携し、いじめのない学校づくりに取り組まなければなりません。
- 保護者は、保護する子どもがいじめを行うことのないように、規範意識を養うための指導等に努めなければなりません。
- 子どもは、自分が大切な存在であることを自覚するとともに、決していじめをしてはならないことを認識しなければなりません。そして、他者に対しては思いやりの心を持って接し、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団の形成に努めなければなりません。
- いじめのない社会を実現するために、市・学校・家庭・地域は、それぞれの立場から、主体的かつ連携して取組を進めなければなりません。

### 4. いじめの未然防止に向けた役割

#### (1) 学校の役割

- 子どもたちが安心して学び、豊かな生活を送ることができる学校づくりに努めます。
- 子どもが主体となって、いじめのない人間関係を形成できるよう、子どもを指導・支援していきます。
- いじめはどの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうることを強く意識し、いじめの早

期発見に努めます。

- いじめが発生した際には早期に解決できるよう、教育委員会、家庭、地域、関係機関と連携し、迅速に対応します。
- 校長のリーダーシップのもと、教員一人ひとりの危機意識を高め、いじめや体罰の未然防止に向けた研修や体制の整備に組織的に取り組みます。

## (2) 子どもの役割

- 周囲にいじめがあると思われるときには、いじめを受けたと思われる子どもやいじめを行ったと思われる子どもに声をかけたりするなどし、周囲の大人にも積極的に相談します。

## (3) 保護者の役割

- 子どものいじめを未然に防止するため、日頃から子どもの話をよく聞き、ささいな変化を見逃さないことが大切です。
- 学校や地域の人々等、子どもを見守っている人々との情報交換やコミュニケーションを図ることも重要です。
- いじめの悩みを聞いたり、いじめを発見したり、または、いじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校、関係機関に相談または通報することが大切です。

## (4) 地域・関係機関の役割

- 地域は、子どもの成長や生活に関心を持ち、いじめの兆候を感じる際には関係する保護者、学校、関係機関等に積極的に情報提供するとともに、連携していじめの未然防止に努めることが重要です。
- 子どもたちの健全育成に関わる諸機関は、その役割を認識し、子どもが健やかに成長することを願い、相互に連携していじめの根絶に努める必要があります。

## 第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

### 1. 学校が実施する取組

#### (1) 学校いじめ防止基本方針の策定

法第13条の規定に基づき、国、府及び本市の基本方針を参酌し、自校のいじめ防止等の取組についての基本的な方向、取組内容等を「学校基本方針」として定めます。

「学校基本方針」には、いじめ防止等のための取組、早期発見・早期対応のあり方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修等を定め、いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめへの対処等の内容を盛り込みます。策定した「学校基本方針」は、本校の教育計画に掲載するなど、広く周知を図ります。

学校が「学校基本方針」を作成するにあたっては、子どもたちとともに、学校全体でいじめ防止等に取り組む観点から、子どもたちの意見を取り入れるなど、いじめ防止等について子どもたちの主体的かつ積極的な参加が確保できるようにします。

#### (2) いじめの防止等の対策のための組織

学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、いじめ防止等の対策のための組織「いじめ防止対策委員会」を設置します。

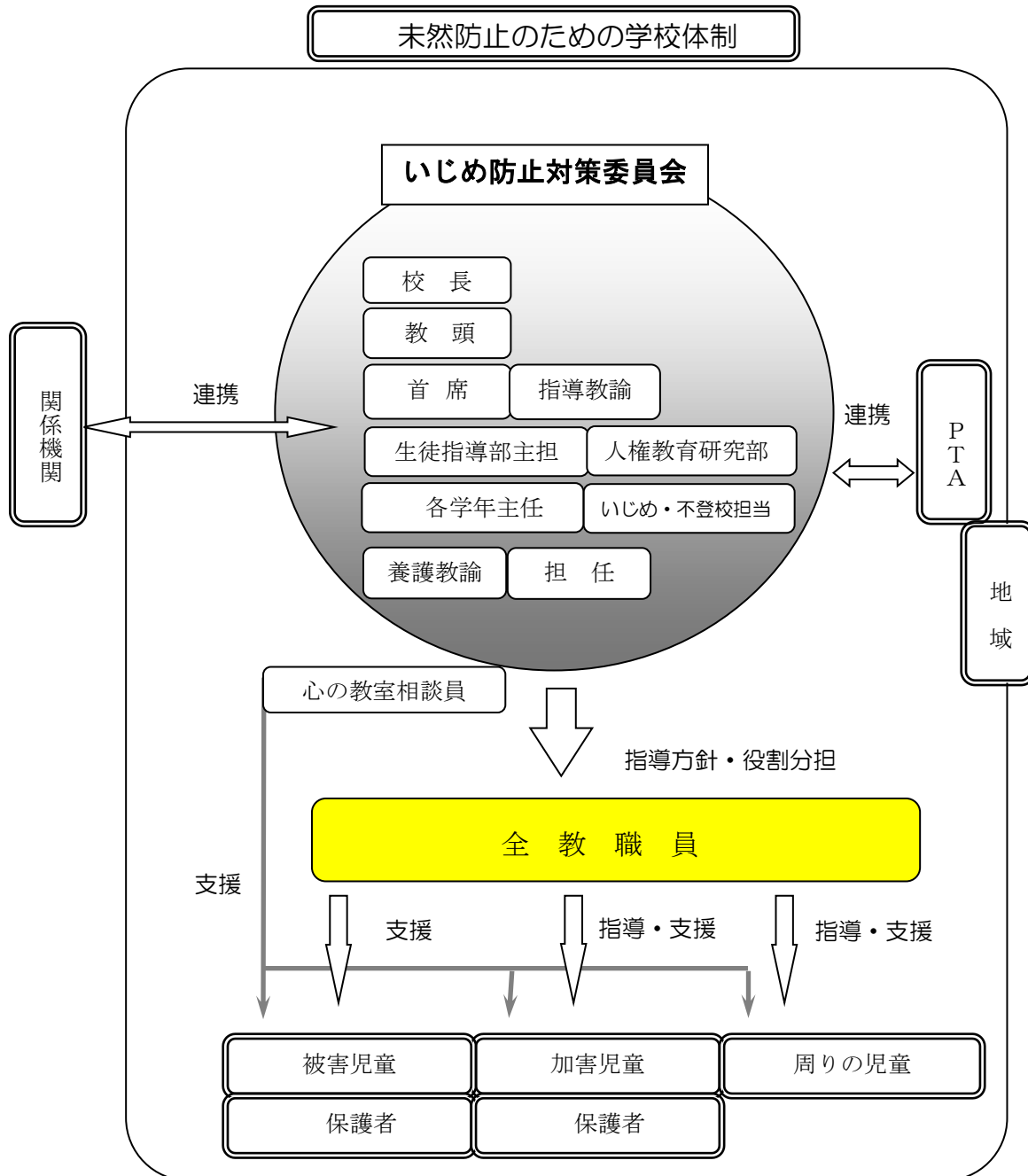
法の趣旨に則り、日頃からいじめの問題等、子どもたちの課題に対応するための組織として位置付けている既存の組織「生徒指導部会」及び「企画委員会」を活用し、心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者等で組織します。

心理や福祉の外部専門家等の参加を求めることで、さらに効果的な組織となると考えます。

「いじめ防止対策委員会」の役割は、具体的には、

- 「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成の際に中核となる役割
- いじめの相談、通報の窓口としての役割
- いじめの疑いに関する情報や子どもたちの問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめに関係のある子どもたちへの事実関係の聴き取り、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割等です。

また、「いじめ防止対策委員会」は、「学校基本方針」が、PDCAサイクルにより、学校の実情に即して機能しているかを点検し、必要に応じて見直す役割もあります。



### (3)年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

\*枚方第一中学校 小中連携事業生徒指導部会にて毎月情報交換を実施

小倉小学校 いじめ防止年間計画				
	1・2年	3・4年	5・6年	学校全体
4月	保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知  学級・学年開き  生活環境資料等によって 把握された状況の集約  授業参観・懇談会	保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知  学級・学年開き  生活環境資料等によって 把握された状況の集約  授業参観・懇談会	保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知  学級・学年開き  生活環境資料等によって 把握された状況の集約  授業参観・懇談会	第1回 いじめ対策委員会(年 間計画の確認、問題行動調査 結果を共有)  「学校いじめ防止基本方針」 のHP更新 あいさつ運動(児童会児童) 学校・学年目標説明 人権部会(毎月) 人権全体会 心の教室開室
5月	1年・2年校外学習 児童会まつり	3年・4年校外学習 児童会まつり	6年校外学習 児童会まつり	
6月	土曜参観 「いじめアンケート①」実 施	土曜参観 「いじめアンケート①」実 施	土曜参観 5年キャンプ 「いじめアンケート①」実 施	PTA総会で「学校いじめ防止 基本方針」の趣旨説明 アンケート回収
7月	個人懇談	個人懇談	個人懇談	第2回委員会(進捗確認) 校内人権研修
8月				
9月	運動会	運動会	運動会	
10月	1年・2年校外学習	3年・4年校外学習	5年校外学習	第3回委員会(状況報告と取 組みの検証)
11月	学校教育自己診断実施 「いじめアンケート②」実 施	学校教育自己診断実施 「いじめアンケート②」実 施	6年修学旅行 学校教育自己診断実施 「いじめアンケート②」実 施	幼稚園・保育所訪問  アンケート回収
12月	個人懇談会(家庭での様 子の把握)	個人懇談会(家庭での様 子の把握)	個人懇談会(家庭での様 子の把握)	
1月				
2月	「いじめアンケート③」実 施 参観・懇談会	「いじめアンケート③」実 施 参観・懇談会	「いじめアンケート③」実 施 参観・懇談会	アンケート回収  第4回委員会(年間の取組み の検証)
3月				

#### (4) いじめの防止等に関する取組の具体化に向けて

##### ① いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも、どの集団にも起こりうるということから、学校はいじめの未然防止に向けて、子どもたちが、心の通じ合うコミュニケーション能力を身につけ、規律正しい態度で、授業や行事に主体的に参加し、活躍できるような授業づくりや集団づくりを行います。

また、子どもたちが自らいじめを自分たちの問題としてとらえ、主体的に話し合う機会をつくることのできるよう、支援します。

さらに、教職員の言動が子どもたちを傷つけたり、他の子どもによるいじめを助長したりすることがないように、指導のあり方に細心の注意を払います。

##### ② 早期発見

いじめは大人が気づきにくい時間帯や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が判断しにくい形で行われることが多いことを認識することが重要です。特に昨今は、携帯電話やスマートフォンの普及により、大人に見えにくい状況が進んでいます。

ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要です。

このため、日頃から子どもたちの見守りや信頼関係の構築等に努め、子どもたちが示す変化や危険信号を見逃さないよう、アンテナを高く保ち、いじめの早期発見を徹底する観点から、「枚方市生徒指導マニュアル(いじめ防止編)」にあるチェックシート等を活用し、情報を共有するなど具体的な取組を実施します。

あわせて、相談窓口を明らかにするとともに、アンケート調査等を学期に1回以上実施し、その結果について教育委員会に報告することや教育相談の実施等により、子どもたちがいじめや体罰を訴えやすい体制を整え、子どもたち一人ひとりの実態把握に取り組みます。

##### ③ いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、「いじめ防止対策委員会」を中核として事案のレベルを協議し、対応の検討と役割分担を行います。

事案の内容によっては、速やかに関係機関・専門機関等と連携を図ります。

いじめを受けた子どもの安全を確保するとともに、状況や心情を聴き取り、子どもたちの状態に合わせた継続的な心のケアを行います。

いじめを行った子どもに対しては、当該の子どもの人格の成長のためにも、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導するとともに、状況や心情を聴き取り、継続的に再発防止に向けた適切な指導及び支援を行う必要があります。

これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、教育委員会、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組みます。

## 2. 重大事態への対処

### (1) 学校による調査

#### ① 調査を要する重大事態

法第28条第1項第1号「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。」については、いじめを受けた子どもの状況に着目して判断します。

例えば、次のようなケースが想定されます。

- 子どもたちが自殺を企図した場合
- 身体に重大な被害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合

○ 精神性の疾患を発症した場合

第2号「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」の「相当な期間」については、国の基本方針では不登校の定義をふまえ、年間30日間を目安としていますが、日数だけではなく、子どもたちの状況等、個々のケースを十分把握していきます。

また、子どもたちや保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し出があったときには、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と捉えていたとしても、重大事態として対応していきます。

## ②重大事態の報告

重大事態と思われる案件が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告します。

## ③調査を行うための組織

本校が組織した「いじめ防止対策委員会」が調査を行います。

## ④事実関係を明確にするための調査

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や子どもたちの人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にしていきます。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生の防止を図ります。

### ア)いじめを受けた子どもたちからの聴き取りが可能な場合

いじめを受けた子どもたちからの聴き取りが可能な場合、いじめを受けた子どもたちから十分に聴き取るとともに、在籍する子どもたちや教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行います。

この際、いじめを受けた子どもたちや情報を提供してくれた子どもたちの安全を確保することを最優先として調査を実施します。

次に、調査による事実関係の確認とともに、いじめた子どもたちへの指導を行い、いじめ行為をやめさせます。

また、いじめを受けた子どもたちに対しては、状況や心情を聴き取り、いじめを受けた子どもたちの状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰に向けた支援や学習支援等をしていきます。

これらの調査にあたっては、「枚方市生徒指導マニュアル(いじめ防止編)」を参考にしつつ、事案の重大性をふまえて、教育委員会、関係機関ともより適切に連携して、対応にあたります。

### イ)いじめを受けた子どもたちからの聴き取りが不可能な場合

いじめを受けた子どもたちからの聴き取りが不可能な場合は、当該の子どもたちの保護者の要望・意見を十分に聴き取るとともに、思いを重く受けとめ、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手します。

調査方法としては、在籍する子どもたちや教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行います。

## ⑤調査結果の提供及び報告

### ア) いじめを受けた子どもたち及びその保護者への情報提供

いじめを受けた子どもたちやその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた子どもたちやその保護者に対して説明します。

これらの情報の提供にあたっては、他の子どもたちのプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。

### イ) 調査結果の報告

調査結果については速やかに、教育委員会に報告します。

#### ※いじめかなと思ったら(相談窓口)

枚方市子どもの笑顔を守るコール(いじめ専用ホットライン)

072-809-7867 FAX 072-851-2187

枚方市子ども育ち見守りセンター

050-7102-3220

大阪府中央子ども家庭センター

072-828-0161

### ウ) 調査結果の保存

調査結果、特に、『アンケートについて』、『いじめ事案について』は、その後の経過を観察する目的で一定期間年数保存する。

# 重大事態への対処チャート

## 重大事態の発生

- いじめにより在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- いじめにより、在籍する児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされて

学校

報告

教育委員会

○「枚方市いじめ問題対策連絡協議会」等へ発生への報告

報告

市長

学校が主体で調査

教育委員会が主体で調査

いじめ防止対策委員会

〔各学校に設置〕

<構成員>

○複数の教職員・心理、福祉等に関する専門的な知識を

枚方市学校いじめ対策審議会

〔教育委員会に設置〕

<構成員>

○弁護士・精神科医・学識経験者・心理、福祉の専門家等

調査結果の報告

教育委員会

調査結果の報告

市長

報告

議会

必要があると認めた場合

枚方市いじめ問題再調査委員会

〔市長のもとに設置〕

<構成員>

○弁護士・精神科医・学識経験者・心理、福祉の専門家等

再調査

調査結果の報告